

RCV R1/2019
11/12 AM

2019年（令和元年）11月11日

宮崎 碩文 様

藤沢市行政不服審査会事務局
（藤沢市総務部内部統制推進室）

諮問事件に係る意見（通知）の写しの送付について

深秋の候、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、この度審査庁である藤沢市議会が2019年（令和元年）10月11日付けで藤沢市行政不服審査会に諮問した事件について、2019年（令和元年）11月11日付けで同審査会から藤沢市議会議長に対し意見が通知されました。

つきましては、次のとおり諮問事件に係る意見（通知）の写しをお送りいたしますので、ご査収くださいますようお願いいたします。

送付書類：諮問事件に係る意見（通知）の写し 1部

朱記コメント by H.Miyazaki R1/2019/11/12

以 上

< 評価基準＝合理性 >

- ・「視野・視点・思考」
- ・「市民社会」
- ・「目的」
- ・「権利/義務」「職務/職権」
- ・「Risk」
- ・「不知・無知・専恣」
- ・「自己超越」

** KGI/KPI/EBPM/BPR

< 要因 >

★ 議長・事務局長の「不知」

< 解決方法 >

- ☆ 地方行財政改革
- ☆ 地方議会改革
- ―― 条例見直し ―

（事務局）

藤沢市役所総務部内部統制推進室

住 所：藤沢市朝日町1番地の1

電 話：0466-50-3506（直通）

F A X：0466-50-8244

メール：fj-naibutosei@city.fujisawa.lg.jp



Rev R1/2019
11/12 am

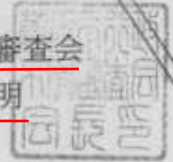
令和元年11月11日

藤沢市議会議長

加藤 一 様

藤沢市行政不服審査会

会長 出口 裕明



諮問事件に係る意見について（通知）

令和元年10月11日付けで貴職から諮問のあった下記1の事案について、
下記2のとおり当該事件に対する意見を通知します。

記

1 諮問事件

諮問番号：諮問第7号

事件名：藤沢市議会陳情書不受理処分取消請求事件

2 意見の内容

当該諮問事件につき、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第43
条第1項に規定する諮問しなければならない場合に該当しない。

（理由）

1 行政不服審査法（以下「行審法」という。）第43条第1項は、審査庁
が地方公共団体の長である場合に同法第81条第1項又は第2項の機関
（藤沢市の場合では藤沢市行政不服審査会（以下「当審査会」という。）
に諮問しなければならないと定めているが、本件は、審査庁が市長ではな
いので、そもそも諮問を必要としない案件であるため。

2 なお、本件は、本来諮問を必要としない案件につき、あえて諮問した
と判断される極めて異例な事案であるので、次のとおり付言する。

(1) まず、行審法第43条第1項は諮問しなければならない場合を定め
ているが、この要件を満たさない場合には諮問してはならないとまで
規定している訳ではない。また、当審査会は、地方自治法（昭和22
年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関として市
長の下に置かれているが、このことから直ちに他の機関からの諮問を
受けられないということでもない。

市議会議長

以上により、本件について貴職から当審査会に諮問のあったことが、行審法に照らして不適法であるとは言えない。

- (2) しかしながら、本件の対象となっている処分の性質等に鑑みれば、当審査会で諮問を受け、これに答申することは、必ずしも適切な対応であるとは言えない。

主課題

本件では、議会に対する陳情に係る手続が問題となっている。陳情は、請願に準じ、議会に対して国民が要望を提出する重要な手法・形式であるが、請願には請願法（昭和22年法律第13号）という法律上の根拠があるのに対し、陳情には法律上の根拠がなく、その提出手続その他の事項については、陳情を受ける各地方公共団体の議会が定める手続等によるほかない。この点、藤沢市の条例・規則等を見る限り、藤沢市議会会議規則（平成15年藤沢市議会規則第1号）第2章（第82条―第90条）に請願に関する規定が置かれており、このうち第90条が陳情書の処理について「議会は、陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理するものとする。」と定めるのみであり、他の多くの地方公共団体においてもほぼ同様の状況にある。

他方、藤沢市は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第11条の規定の趣旨に則り、藤沢市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成17年藤沢市条例第5号。以下「オンライン化条例」という。）を制定している。同条例第2条第2号の「市の機関」の中に「議会」が含まれており、同じく第3条第1項に「市の機関は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、電子情報処理組織（市の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。」と規定されている。陳情は、上記のとおり「請願書の例により」処理されることとなるが、請願法が適用又は準用される訳ではなく、陳情の根拠はあくまでも藤沢市の条例・規則等にしかないので、市議会がオンライン化条例の対象機関に含まれる以上、陳情についてもオンライン化条例の適用対象とすることは可能である。また、陳情書に必要とされる署名等についても、オンライン化条例第3条第4項に「当該申請等に関する他の条例等の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該条例等の

規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって当該署名等に代えさせることができる。」とあることから、陳情をオンラインで受け付けることも技術的に可能であると考えられる。

申請の書式
・ 行政手続き

・ 市条例に適合している事実

したがって、陳情をオンライン化条例の適用対象とするかどうかは、同条例第2条第6号の「申請等」の定義である「申請、届出その他の条例等の規定に基づき市の機関に対して行われる通知」に陳情が含まれるかどうかの解釈に係ることとなるが、これは言い換えれば、市議会がどのように解釈し運用するかという判断及び決定によるということが出来る。

申請の内容

・ 地方議会職務
・ 市議会職務に適合する事実

陳情の性質等に鑑みると、その受理方法等については、議会運営に対する影響の程度等を勘案しつつ、住民の代表たる市議会議員が議会において議論し決定すべき事項であり、議会運営の実情に精通しない当審査会が判断することは必ずしも適切とは言えない。よって、当審査会は、陳情に係る手続は、オンライン化条例の制定趣旨を踏まえ、市議会において適切に決定されるべきものであると判断する。

以上の諸点から、当審査会は本件について、「審査請求が、行政不服審査会等によって、国民の権利利益及び行政の運営に対する影響の程度その他当該事件の性質を勘案して、諮問を要しないものと認められたものである場合には諮問の必要はないと規定した行審法第43条第1項第5号の規定の趣旨を勘案し、同項各号列記以外の部分の規定により、当審査会に諮問しなければならない事件には該当しないものと判断する。

以 上

(参考)

第四十三条 審査庁は、審理員意見書の提出を受けたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、審査庁が主任の大臣又は宮内庁長官若しくは内閣府設置法第四十九条第一項若しくは第二項若しくは国家行政組織法第三条第二項に規定する庁の長である場合にあっては行政不服審査会に、審査庁が地方公共団体の長（地方公共団体の組合にあっては、長、管理者又は理事会）である場合にあっては第八十一条第一項又は第二項の機関に、それぞれ諮問しなければならない。

(略)

五 審査請求が、行政不服審査会等によって、国民の権利利益及び行政の運営に対する影響の程度その他当該事件の性質を勘案して、諮問を要しないものと認められたものである場合

★「議会事務局の不知・無知」
★「市議会議長の不知・無知」

< 解決方法 >

☆ 地方行財政改革

☆ 地方議会改革

-- 条例見直し --